

(別 添)

**NHKから申請があった放送法第20条第2項第
2号の業務の基準の変更案**

新旧対照表

| 実施基準「変更案」 | 現行実施基準（平成 23 年 5 月 12 日総務大臣認可） |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">放送法第 20 条第 2 項第 2 号の業務の基準</p> <p>協会が放送した放送番組およびその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。以下「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものを除く。）（放送法第 20 条第 2 項第 2 号に規定されている業務。以下「本業務」という。）については、次の基準に基づき実施する。</p> <p>第 1 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの</p> <p>1. 目的 既放送番組等を、電気通信回線を通じて、受信料を財源として一般の利用に供することにより、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるとともに、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。</p> <p>2. 規模 年額 40 億円程度を上限とする。</p> <p>3. 既放送番組等の提供の態様 協会のホームページ（ウェブ上のサイトをいう。以下同じ。）において行うこととし、当該ホームページにおいて、協会が放送した当該放送番組（以下「当該放送番組」という。）の名称を明示する。</p> <p>4. 既放送番組等の提供期間 当該放送番組の終了後 1 か月程度（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後 1 か月程度）で終了することを基本とする。 なお、当該放送番組が、我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、<u>もしくは歴史上特に重要な事実を記録したものまたは防災に役立つものである</u>であって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するものについては、上記の期間にかかわらず、適宜提供を行う。</p> <p>5. 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供（外国語によるものに限る。）については、2 から 4 までの規定にかかわらず、必要に応じ、積極的に実施する。</p> | <p style="text-align: center;">放送法第 20 条第 2 項第 2 号の業務の基準</p> <p>（同左）</p> <p>第 1 （同左）</p> <p>1. 目的 （同左）</p> <p>2. 規模 （同左）</p> <p>3. 既放送番組等の提供の態様 （同左）</p> <p>4. 既放送番組等の提供期間 当該放送番組の終了後 1 か月程度（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後 1 か月程度）で終了することを基本とする。 なお、当該放送番組が、我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、<u>または歴史上特に重要な事実を記録したものである</u>であって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するものについては、上記の期間にかかわらず、適宜提供を行う。</p> <p>5. 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供 （同左）</p> |

6. 画質

既放送番組等のうち動画形式によるものについては、インターネットを利用する国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本とし、その具体的な画質等については、国民全体のインターネット接続環境の変化に応じて随時見直す。

7. 基本計画の作成と公表

各事業年度の開始前に、提供しようとする既放送番組等の具体的な内容等を記載した基本計画を公表し、これに則って実施する。

各事業年度の基本計画は、必要に応じ、年度途中で変更することがある。

第2 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの（以下「番組アーカイブ業務」という。）

1. 目的

既放送番組等を、電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に供することにより、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。

2. サービスの名称

協会が、番組アーカイブ業務として、利用規約に基づき、日本国内において、電気通信回線を用いて映像・音声コンテンツを配信し、利用者に有料で提供するサービス（これに附帯するサービスを含む。）を、「NHKオンデマンドサービス」（以下「本サービス」という。）と総称する。

3. サービスの種類

本サービスの種類は、既放送番組等を、当該放送番組の放送後1～3週間程度のあらかじめ定めた期間配信する見逃し番組サービス、およびこれより過去に放送した既放送番組等を、一定期間または期間を定めずに配信する過去番組サービスとし、単品、番組等を複数本まとめたパックまたは見放題パックのいずれかの契約種別により提供する。見逃し番組サービスの個別番組の配信期間については、協会のホームページにおいて明示する。

4. 本サービスの提供態様

本サービスには、協会が、電気通信回線を通じて利用者に直接提供する形態（以下「直接提供型」という。）と、第三者が実施する動画管理、動画配信、メタデータ管理、顧客管理、課金管理等を一括する動画配信サービスにおける基本機能（以下「プラットフォーム機能」という。）を介して提供

6. 画質

（同左）

7. 基本計画の作成と公表

（同左）

第2 （同左）

1. 目的

（同左）

2. サービスの名称

（同左）

3. サービスの種類

本サービスの種類は、既放送番組等を、当該放送番組の放送後1週間程度の期間配信する「見逃し番組サービス」、およびこれより過去に放送した既放送番組等を、一定期間または期間を定めずに配信する「特選ライブラリーサービス」とし、「単品」、番組等を複数本まとめた「パック」または「月額見放題パック」のいずれかの契約種別により提供する。

4. プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

① 本サービスは、サービスの普及および充実のためにプラットフォーム事業者（動画配信サービスにおいて、動画管理、動画配信、メタデータ管理、顧客管理、課金管理等の機能を一括して提供する事業者で、利用者との間に、本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約

する形態（以下「プラットフォーム経由型」という。）とがある。

（11①に移動）

（11②に移動）

5. 提供端末

① 本サービスにおいて対象とする端末機器は、各々に必要な電気通信回線に接続され、かつ、本サービスを利用するために必要な次のソフトウェアまたは機能を備えた電子機器であって、協会がその普及の程度および負担することとなる費用を勘案しつつ定めるものとし、具体的な要件は協会のホームページにおいて明示する。

- ア. 配信する動画を再生するためのソフトウェアまたは機能
- イ. 配信する動画の再生条件等を制御するコンテンツ保護ソフトウェアまたは機能
- ウ. 配信する動画の内容情報等のメタデータの表示および視聴・購入等のユーザインターフ

を締結し、または締結の予定がある者をいう。以下同じ。）を介して実施することがある。ただし、パーソナルコンピュータを提供端末とする場合を除く。

② 協会は、プラットフォーム事業者から契約の申し出があったときは、契約の条件について誠実に協議し、本サービスを実施するために求められる次の条件を満たすと判断したときは、契約の締結を行う。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

- ア. 本サービスを一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと。
- イ. 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと。
- ウ. テレビジョン受信機を視聴環境とするプラットフォームサービスの場合、ハイビジョン画質による番組提供ができること。
- エ. オンラインで既放送番組等およびメタデータの登録ができること。
- オ. 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること。
- カ. プラットフォームサービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと。
- キ. その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと。

③ 契約の締結を行うプラットフォーム事業者の選定について、協会は、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、不当に差別的な取り扱いを行わない。

5. 提供端末

① 本サービスにおいて対象とする端末機器は、本サービスを利用するために必要な次のソフトウェアまたは機能を備えたパーソナルコンピュータ、テレビジョン受信機およびセットトップボックスであって、各々に必要な電気通信回線に接続されたものとする。

- ア. （同左）
- イ. （同左）
- ウ. （同左）

エースを提供するソフトウェアまたは機能
エ. 個別認証を必要とする有料課金サービス等のサービスモデルを実現するソフトウェアまたは機能

- ② ①の端末機器のうちプラットフォーム経由型での端末機器については、当該プラットフォーム機能を提供する事業者（提供予定のものを含む。以下「プラットフォーム事業者」という。）が提供したもの、またはその規格に準拠したものを対象とする。

(削除)

6. 本サービスの利用申し込みに対する応諾義務
協会は、番組アーカイブ業務の実施に当たって、本サービスの利用希望者との契約を、正当な理由なく拒まない。

7. 利用規約の作成

利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、提供端末の諸条件に対応して、あらかじめ、次に掲げる事項を含む利用規約を提供態様ごと（プラットフォーム経由型においては、各プラットフォームサービスごと）に定める。

- ① 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。ただし、本サービスがプラットフォーム経由型により実施され、本サービス専用の会員登録を行うことなく購入の申し込みを行うことができる環境にある場合、当該プラットフォームサービスの利用規約には、この項目は含めない。
- ② 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示すること。
- ③ 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法。
- ④ 利用者から利用障害等が発生した旨通知があった場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）に何らかの異常があったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講じるものとする。ただし、本サービスがプラットフォーム経由型の場合、当該プラットフォーム

エ. (同左)

- ② ①の端末機器のうちテレビジョン受信機およびセットトップボックスについては、本サービスの提供に関し協会との間で契約を締結したプラットフォーム事業者が提供し、または当該プラットフォーム事業者の規格に準拠したものを対象とする。

- ③ 技術進歩等によって本サービスを利用するために必要なソフトウェアまたは機能を備えることにより、新たに①の条件を満たした端末に関しては、その普及の程度および協会が新たに負担することとなる費用を勘案しつつ、逐次、提供端末に加える。

6. 本サービスの利用申し込みに対する応諾義務
(同左)

7. 利用規約の作成

利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、提供端末の諸条件に対応して、あらかじめ、次に掲げる事項を含む利用規約をパーソナルコンピュータ向けおよび各プラットフォームサービスごとに定める。

- ① 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。ただし、本サービスがプラットフォーム事業者を介しており、本サービス専用の会員登録を行うことなく購入の申し込みを行うことができる環境にある場合、当該プラットフォームサービスの利用規約には、この項目は含めない。
- ② (同左)
- ③ (同左)
- ④ 利用者から利用障害等が発生した旨通知があった場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）に何らかの異常があったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講じるものとする。ただし、本サービスがプラットフォーム事業者を介している場合、当該

ホーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。

- ⑤ コンテンツ利用は個人としての視聴に限るものとし不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項。
- ⑥ 協会は、利用者の氏名、生年月日、電話番号等の個人情報を、別に定める「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする。
- ⑦ 協会は、⑥に定める個人情報を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと。
- ⑧ 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件。
- ⑨ 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること。なお、プラットフォーム経由型により実施している場合は、利用者に対する予告に必要な期間を確保するため、当該プラットフォーム事業者との契約内容を整備する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該プラットフォームを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。
- ⑩ ①から⑨までに定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等。

8. 個人情報保護について

- ① 個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、協会の業務として個人情報を取り扱う者に対して、必要な教育を実施する。なお、プラットフォーム経由型により実施している場合は、当該プラットフォーム事業者がこれと同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。
- ② 個人情報の利用を適正に行うための措置をとるとともに、個人情報の盗難、改ざん、漏洩等によるプライバシー侵害その他の権利の侵害を防止するため、適切な安全管理措置を講じる。
- ③ 個人情報の適切な管理を行うため、個人情報保護に関する統括責任者、管理者および担当者を配置する。
- ④ 個人情報の取り扱いに関して寄せられた苦情および利用者本人からの開示等の求めについては、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適正に対応する。

プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。

- ⑤ (同左)
- ⑥ (同左)
- ⑦ (同左)
- ⑧ (同左)
- ⑨ 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること。なお、プラットフォーム事業者を介している場合は、利用者に対する予告に必要な期間を確保するため、当該プラットフォーム事業者との契約内容を整備する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該プラットフォームを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。
- ⑩ (同左)

8. 個人情報保護について

- ① 個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、協会の業務として個人情報を取り扱う者に対して、必要な教育を実施する。なお、プラットフォーム事業者を介している場合は、当該プラットフォーム事業者がこれと同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。
- ② (同左)
- ③ (同左)
- ④ (同左)

- ⑤ ①から④までに定めるところによるほか、個人情報については、「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする。

9. 利用料金の考え方

- ① 本サービスの利用料金は、本サービスの需要動向等のデータに基づき、単品については、番組の長さ、画質、市場性を考慮した料金ランク、見放題パックについては提供期間、対象番組の規模、画質、市場性を考慮した料金ランク、また、パックについては、パックを構成する番組の単品料金の合計額に対するパック料金の割引率の上限をそれぞれ設定した基準料金表（以下本基準において「料金表」という。）を、協会のホームページにて明示する。
- ② 料金表の作成にあたっては、次の点を考慮する。
ア. できる限り収入総額の増加に寄与すると認めるものであること。
イ. 同種の規模、態様により放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し、不当に低額にならないと認めるものであること。
- ③ 個々の番組の単品料金は、当該番組の長さ、画質、市場性を評価して料金表上のどの料金ランクを適用するかを、また、個々のパックの料金は、当該パックの規模、画質、市場性を評価して、割引率が料金表に定める割引率の上限の範囲内となるよう、その都度それぞれ決定する。
- ④ 利用料金収入が大幅に低い水準であることその他の事情により料金表が②アに定める考慮事項を満たさなくなった場合、必要に応じて料金表を改定することがある。
- ⑤ ②イに定める考慮事項については、市場調査その他の方法により毎年資料を収集することとし、これに反すると認められる場合は、その是正のため必要な改定を行う。
- ⑥ 番組の長さもしくはパックの規模およびそれらの市場性を考慮した料金ランクが料金表に当てはまらない番組もしくはパック、または権利確保のために要する経費が標準的な経費に比し著しく高額となる番組もしくはパックについては、特別料金を設定することがある。

(削除)

- ⑤ (同左)

9. 利用料金の考え方

- ① 本サービスを開始するに際し、利用料金の料額を決定するにあたっては、あらかじめ利用料金収入の推計調査を実施し、これにより利用料金収入総額の推計値が最大となる料額を基準として、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低くならないことを加味し、その中心料金を設定するものとする。
- ② ①の中心料金は、その適用される複数年度の計画期間中に見込まれる事業収支が相償するものでなければならない。
- ③ ①の中心料金を基準として、「単品」については番組の長さおよび市場性を考慮したランクならびに画質に応じ、また、「月額見放題パック」については画質に応じ、それぞれ標準的な料額を定めた料金表（以下「NOD料金表」という。）を設定する。
- ④ 個々の提供番組については、NOD料金表上のどのランクを適用するかを、当該番組の市場性を評価したうえで、提供開始時に決定する。
- ⑤ 個々の「パック」については、提供開始時に、30パーセントを超えない範囲で「パック」割引率を決定し、当該「パック」を構成する番組の「単品」の料額の合計額に、当該決定した「パック」割引率を乗じた額を減じて、その料額を設定する。
- ⑥ NOD料金表は、その適用後6か月以上にわたり、利用料金収入が①の推計調査結果に比し大幅に低い水準にあり、かつ利用実績その他の指標に照らしこれを改定することにより収入の増加が見込まれるときは、必要な改定をすることがある。
- ⑦ NOD料金表は、毎年少なくとも1回実施する市場調査により、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低いことが判明したときは、その是正のため必要な改定を行う。
- ⑧ 番組の長さおよび市場性を考慮したランクがNOD料金表に当てはまらない番組、または権利確保のために要する経費が標準的な経費に比し著しく高額となる番組については、特別料金を設定することがある。
- ⑨ シリーズ番組のうちの一部の番組について、当該シリーズ全体の利用料金収入の増加が見込まれるときは、その料額を、無料もしくはNO

D料金表記載の料額に比し著しく低い額とし、またはその適用する「パック」割引率を30パーセントを超える高い率に設定することがある。ただし、この項の規定を適用する番組の提供本数は、料額決定の透明性を確保する観点および過大な危険負担を回避する観点から、当該年度の総提供本数の5パーセントを超えないこととする。

(新設)

10. 利用促進目的の料金の特例

① 本サービスの利用の促進に資するため、9の規定にかかわらず次に掲げる料金の特例措置を行うことがある。

ア. 利用料金を一時的に減額または無料とする措置。

イ. 本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与し、または付与させる措置。

② ①の特例措置は、次の条件を満たすものとする。

ア. 利用者間およびプラットフォーム事業者間の公平を不当にゆがめないこと。

イ. 同種のサービスを提供する他事業者による類似の措置に比し、適切なものであること。

ウ. 公共放送に対する信頼を損なわないものであること。

11. プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

① プラットフォーム事業者から本サービスにプラットフォーム機能を提供したい旨契約の申し出を受けたときは、当該プラットフォーム事業者が、利用者との間に本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、もしくは締結の予定があるもの、または資本関係等を通じこれらと同等の役割を果たすものであって、契約条件に関する誠実な協議及び客観的資料を通じ、本サービスの実施に要する次の条件を満たすと認める場合は、当該事業者と契約の締結を行う。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

ア. 本サービスは原則として一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと。

イ. 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと。

(再掲)

4. プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

① 本サービスは、サービスの普及および充実のためにプラットフォーム事業者（動画配信サービスにおいて、動画管理、動画配信、メタデータ管理、顧客管理、課金管理等の機能を一括して提供する事業者で、利用者との間に、本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者をいう。以下同じ。）を介して実施することがある。ただし、パーソナルコンピュータを提供端末とする場合を除く。

② 協会は、プラットフォーム事業者から契約の申し出があったときは、契約の条件について誠実に協議し、本サービスを実施するために求められる次の条件を満たすと判断したときは、契約の締結を行う。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

ア. 本サービスを一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと。

イ. (同左)

| | |
|--|---|
| <p>ウ. テレビジョン受信機を視聴環境とするプラットフォームサービスの場合、ハイビジョン画質による番組提供ができること。</p> <p>エ. オンラインで既放送番組等およびメタデータの登録ができること。</p> <p>オ. 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること。</p> <p>カ. プラットフォームサービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと。</p> <p><u>キ. 直接提供型の実施に支障がないこと。</u></p> <p><u>ク. その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと。</u></p> <p>② 契約の締結を行うプラットフォーム事業者の選定について、協会は、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、不当に差別的な取り扱いを行わない。</p> <p>12. 区分経理</p> <p>① 番組アーカイブ業務に係る経理は、その他のものと区分して番組アーカイブ業務勘定により整理する。</p> <p>② 既放送番組等を本サービスで使用するための一般勘定に対するコンテンツ使用料として、他の事業者と同水準の権料を番組アーカイブ業務勘定の経費に計上する。</p> <p>③ 番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理する。この場合の主な考え方は次のとおりである。</p> <p>ア. 既放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等については、<u>サービスの種類ごと、その提供番組数の実績に応じて、それぞれ番組アーカイブ業務勘定に配賦する。</u></p> <p>イ. 給与経費・退職手当および厚生費については、番組アーカイブ業務を実施する要員相当分を、番組アーカイブ業務勘定に配賦する。</p> <p>ウ. 協会の業務全般に共通して要する共通管理費については、費用の特性に応じ、支出、要員数、専有面積等の実績により番組アーカイブ業務勘定に配賦する。</p> | <p>ウ. (同左)</p> <p>エ. (同左)</p> <p>オ. (同左)</p> <p>カ. (同左)</p> <p>(新設)</p> <p><u>キ.</u> (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>10. 区分経理</p> <p>① (同左)</p> <p>② (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>ア. 既放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等については、<u>「見逃し番組サービス」に係る経費はその全額を、「特選ライブラリー番組サービス」に係る経費は、提供番組数の実績に応じて、それぞれ番組アーカイブ業務勘定に配賦する。</u></p> <p>イ. (同左)</p> <p>ウ. (同左)</p> |
|--|---|

13. 番組アーカイブ業務の事業計画の策定

番組アーカイブ業務の実施にあたっては、単年度または複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定するものとする。

14. 収支差が生じた場合の扱い

- ① 番組アーカイブ業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。
- ② 繰越欠損金の解消後の番組アーカイブ業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、番組アーカイブ業務勘定における翌期以降の番組アーカイブ業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。

15. 利用に関する契約の取り次ぎ

本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。

16. 番組アーカイブ業務の周知・広報活動

番組アーカイブ業務の周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。

17. 操作方法・画面表示

提供端末における操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム事業者を介している場合は、当該プラットフォーム事業者とともに、同様に取り組む。

18. 意見・苦情等への対応

- ① 本サービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が本サービスの実施のために設置するNODコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム事業者を介した本サービスの利用に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者のコールセンターで受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両方で連携して、本サービスのより円滑な利用を促進する。
- ② 番組アーカイブ業務の遂行状況に関して外部事業者から寄せられた意見・苦情等については、外部委員を含む審査委員会において、同業務の適正性の確保の観点から検討を行い、必要な措置を講じる。

(再掲)

9. 利用料金の考え方

- ② ①の中心料金は、その適用される複数年度の計画期間中に見込まれる事業収支が相償するものでなければならない。

11. 収支差が生じた場合の扱い

- ① (同左)
- ② (同左)

12. 利用に関する契約の取り次ぎ

本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。

13. 番組アーカイブ業務の周知・広報活動

(同左)

14. 操作方法・画面表示

(同左)

15. 意見・苦情等への対応

- ① (同左)
- ② (同左)

19. 資料の公表

7の利用規約、9⑤の調査等による収集資料、12の③の配賦基準ならびに18の②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

20. 検討

- ① 番組アーカイブ業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、その後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講じる。
- ② 平成25年度末において、番組アーカイブ業務勘定の単年度の事業収支差益が発生せず、かつ繰越欠損金の解消がされないときは、番組アーカイブ業務の継続について検討を行い、必要な措置を講じる。

第3 この基準の施行日

この基準は、平成〇年〇月〇日から施行する。

第4 この基準の見直し

この基準は、本業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、その施行日から2年後を目途に必要なに応じて見直しを行うこととする。

16. 資料の公表

7の利用規約、9の①および⑦の調査結果、10の③の配賦基準ならびに15の②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

17. 検討

- ① 番組アーカイブ業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、9の規定にかかわらず、その後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講じる。
- ② (同左)

第3 この基準の施行日

この基準は、放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)の施行の日から施行する。

第4 この基準の見直し

この基準は、本業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、平成20年11月20日から3年後を目途に必要な見直しを行うこととする。